

労働者派遣事業に関わる情報

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業の状況を公開いたします。

対象期間 2025 年 9 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

【派遣料金等について】

① 派遣労働者数（1日当り）（2026年6月1日現在）	1人
② 派遣先事業所数（実数）	0件
③ 労働者派遣の料金（1日8時間当り）額の平均	0円
④ 労働者派遣の賃金（1日8時間当り）額の平均	0円
⑤ マージン率の平均 ※（③-④）÷③小数点第2位以下を四捨五入	0%
⑥ 雇用安定措置を講じた人数	0人

■ マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります

■ 派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

■ 派遣労働者の年次有給休暇費用

派遣労働者が年次有給休暇を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています

■ 募集費・教育費・福利厚生費

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

■ その他経費

このほかに、設備等の維持管理費など事業運営のために必要な経費があります。

【キャリア形成支援制度に関する事項】

◆ 教育訓練の内容

種 類	受講対象者	実施主体 賃金有無	実施方法	費用 負担
入職時 (ビジネスマナー、PC 操作、土木施工基礎研修)	雇入れ時及び会社が 指定する社員	当社・有給	OFF-JT	無し
キャリアアップ研修 (品質管理、業務改善、リーダー研修)	会社が指定する社員	当社・有給	OFF-JT	無し
その他 (実務で必要となる特別教育及び技能講習、CAD 操作研修)	会社が指定する社員 希望する社員	当社・有給 (e-ラーニン グは無給)	OFF-JT e-ラーニ ング	無し

※特別教育等は自宅等で受講可能な e-ラーニングもあります。

【キャリアコンサルティング相談窓口】

相談窓口 川瀬工業株式会社 派遣元責任者 電話番号 02256-39-7373

【福利厚生等】

派遣として就業いただく社員には、労働保険・社会保険（雇用保険、全国土木建築健康保険組合、厚生年金保険）にご加入いただきます。また、労災上乗せ保険の加入及び年 1 回の定期健康診断と検査結果のフォローを実施しています。

【優遇の決定に係る労使協定について】

労使協定を締結しているか否か	労使協定を締結している
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	すべての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027 年 3 月 31 日